

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（<u>令和6年3月28日付け5経営第3141号</u>農林水産事務次官依命通知。以下「経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱」という。）<u>別記2</u>の第3に規定する事業実施主体、収入保険加入支援事業実施要綱（令和5年3月28日付け4経営第2937号農林水産事務次官依命通知。以下「加入支援事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保支援事業実施要綱（令和4年3月29日付3経営第2613号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体及び働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体に補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等</p>	<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（<u>令和3年3月26日付け2経営第2988号</u>農林水産事務次官依命通知。以下「経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱」という。）<u>別記3</u>の第3に規定する事業実施主体、収入保険加入支援事業実施要綱（令和5年3月28日付け4経営第2937号農林水産事務次官依命通知。以下「加入支援事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、<u>女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱（令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体</u>、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保支援事業実施要綱（令和4年3月29日付3経営第2613号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体及び働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務</p>

に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

(1)～(4) (略)

(5) 経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(2)に規定する事業の実施に要する経費

(6)～(9) (略)

(削る。)

(10) 新規就農者育成総合対策実施要綱別表の1から7までに規定する事業の実施に要する経費

(11) 農業労働力確保支援事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費

(12) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別表の1、2、3のア及びウ並びに4に規定する事業の実施に要する経費

(13) 働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱別表に規定する事業の実施に要する経費

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(1) 経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)に規定する事業の実施に要する経費

(2)～(7) (略)

務次官依命通知)第2に規定する事業実施主体に補助金(交付金を含む。以下同じ。)を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

(1)～(4) (略)

(5) 経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(3)に規定する事業の実施に要する経費

(6)～(9) (略)

(10) 女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱第4に規定する事業の実施に要する経費

(11) 新規就農者育成総合対策実施要綱別表の1から7までに規定する事業の実施に要する経費

(12) 農業労働力確保支援事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費

(13) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別表の1、2、3のア及びウ並びに4に規定する事業の実施に要する経費

(14) 働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱別表に規定する事業の実施に要する経費

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(1) 経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)及び(2)に規定する事業の実施に要する経費

(2)～(7) (略)

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 別表のⅠの経費の欄中1から11までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用
- (3) (略)

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)、地域計画策定実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでに基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)、地域計画策定実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務局長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

第15 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 別表のⅠの経費の欄中1から12までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用
- (3) (略)

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)及び(2)、地域計画策定実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(3)に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでに基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)及び(2)、地域計画策定実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務局長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

第15 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、

補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10の第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表Iの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業及び2の②農の雇用事業、5の農業労働力確保緊急支援事業（3）農業労働力産地間連携等推進事業は除く）、6の経営継承・発展等支援事業、7の新規就農者確保緊急対策（4）のア農業の魅力発信支援、ウ農業体験拠点の整備支援、（7）女性の就農環境改善支援事業及び（8）農業の魅力発信支援事業は除く。）、8の新規就農者育成総合対策（5）のア全国事業並びに（6）のイ就農相談会実施事業及びウ農業インターンシップ支援事業は除く。）並びに10の新規就農者確保緊急円滑化対策（4）のア農業の魅力発信支援事業は除く。）にあつては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

2～4 （略）

別表（第2関係）

I 担い手育成・確保等対策事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
担い手育成・確保等対策事業補助金	1 担い手育成・確保等支援事業 (1)・(2) (略) (3) 農業経営・就農支援体制整備推進事業 優良経営体表彰等事業 補助事業者が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の <u>(2)</u> に基づいて行う事業に要する経費	(略) (略)		(略) (略)
	2 農業人材力強化総合支援事業 補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要す		(略)	(略)

補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10の第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表Iの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業及び2の②農の雇用事業、5の農業労働力確保緊急支援事業（3）農業労働力産地間連携等推進事業は除く）、6の経営継承・発展等支援事業、7の新規就農者確保緊急対策（4）のア農業の魅力発信支援、ウ農業体験拠点の整備支援、（7）女性の就農環境改善支援事業及び（8）農業の魅力発信支援事業は除く。）、9の新規就農者育成総合対策（5）のア全国事業並びに（6）のイ就農相談会実施事業及びウ農業インターンシップ支援事業は除く。）並びに11の新規就農者確保緊急円滑化対策（4）のア農業の魅力発信支援事業は除く。）にあつては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

2～4 （略）

別表（第2関係）

I 担い手育成・確保等対策事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
担い手育成・確保等対策事業補助金	1 担い手育成・確保等支援事業 (1)・(2) (略) (3) 農業経営・就農支援体制整備推進事業 優良経営体表彰等事業 補助事業者が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の <u>(3)</u> に基づいて行う事業に要する経費	(略) (略)		(略) (略)
	2 農業人材力強化総合支援事業 補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に		(略)	(略)

<p>る次に掲げる経費 ① 農業次世代人材投資事業 ア～エ (略) ② (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>定額 <u>(定額)</u></p> <p>(略)</p>				<p>掲げる経費 ① 農業次世代人材投資事業 ア～エ (略) ② (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>定額</p> <p>(略)</p>		
<p>(削る。)</p> <p>8. 新規就農者育成総合対策 補助事業者が新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 経営発展支援事業 ア (略) イ 推進事業 (2) <u>就農準備資金、経営開始資金</u> ア～ウ (略) (3) (略) (4) サポート体制構築事業 ア 就農相談体制の整備 イ 先輩農業者等による技術面等のサポート ウ 研修農場の整備 エ 社会人向けの農業</p>	<p>(削る。)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>定額 <u>(定額)</u> 定額 <u>(定額)</u> (略)</p> <p>定額 <u>(1/2以内)</u> 定額 <u>(1/2以内)</u> 定額 <u>(1/2以内)</u> 定額</p>	<p>(削る。)</p> <p>(略)</p>	<p>(削る。)</p> <p>(略)</p>		<p>8. <u>女性の就農環境改善緊急対策事業</u> 補助事業者が女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① <u>地域取組主体に対する助成</u> ② <u>事業実施主体に対する助成</u></p> <p>9. 新規就農者育成総合対策 補助事業者が新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 経営発展支援事業 ア (略) イ 推進事業 (2) <u>経営開始資金、就農準備資金</u> ア～ウ (略) (3) (略) (4) サポート体制構築事業 ア 就農相談体制の整備 イ 先輩農業者等による技術面等のサポート ウ 研修農場の整備 エ 社会人向けの農業</p>	<p>定額</p> <p>(略)</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>(略)</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げる①及び②の経費の相互間における流用</p> <p>(略)</p>	<p>1. 事業内容の新設又は廃止 2. 事業実施主体の変更 3. 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4. 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>(略)</p>

	研修の実施 オ 事務等経費	(定額) 定額 (定額)		
	(5) 農業教育高度化事業 ア 全国事業 (ア)・(イ) (略) <u>(ウ) 国際的な農業人材育成のための取組</u>	(略) 定額		
	イ (略)	(略)		
	(6) (略)	(略)		
	(7) 農業者キャリアアップ 支援事業 ア・イ (略)	定額 (定額)		
	<u>9~11</u> (略)	(略)	(略)	(略)

	研修の実施 オ 事務等経費	定額		
	(5) 農業教育高度化事業 ア 全国事業 (ア)・(イ) (略) <u>(新設)</u>	(略) (新設)		
	イ (略)	(略)		
	(6) (略)	(略)		
	(7) 農業者キャリアアップ 支援事業 ア・イ (略)	定額		
	<u>10~12</u> (略)	(略)	(略)	(略)

別表（第2関係）

Ⅱ 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金	1 農業経営・就農支援体制整備推進事業 <u>農業経営・就農サポート推進事業</u> 補助事業者が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (削る。) (削る。)	定額 (削る。) (削る。)		(略)
	2~4 (略)	(略)	(略)	(略)

別表（第2関係）

Ⅱ 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金	1 農業経営・就農支援体制整備推進事業 補助事業者が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 <u>(1) 農業経営・就農サポート推進事業</u> <u>(2) 農業経営高度化支援事業</u>	(新設) 定額 定額		(略)
	2~4 (略)	(略)	(略)	(略)

別記様式第1号（第4関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇〇〇〇）には、別表経費の欄の事業名を記載する。

- 1 担い手育成・確保等対策事業等
- 2 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(様式)

1・2 (略)

3 経費の配分

区 分 ※1	総事業費 (負担区分の 合計)	補助事業に 要する経費 (又は要した経費) ※2	負担区分※3				備 考 ※4
			国庫補 助金	都道府県 負担額	市町村 負担額	その他	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

※1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

※2 補助事業に要する経費（又は要した経費）欄には、国庫補助金と交付申請（実績報告）を行う者の負担額の合計額を記載すること。

別記様式第1号（第4関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇〇〇〇）には、別表経費の欄の事業名を記載する。

- 1 担い手育成・確保等対策事業等
- 2 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(様式)

1・2 (略)

3 経費の配分

区 分	(新設)	補助事業に要する 経費※1 (A+B+C+D)	負担区分				備 考
			国庫補 助金 (A)	都道府県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	その他 (D)	
		円	円	円	円	円	
合 計							

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

(新設)

※3 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加又は削除を行うこと。

※4 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

(削る。)

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4・5 (略)

6 添付書類

(1)～(3) (略)

(4) 人権問題推進事業実施要領第8に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱第5に定める実施計画書並びに経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第3の7の(1)及び別記2の第4の1の(1)に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記1に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記2に定める別紙様式第4号に定める計画書、加入支援事業実施要綱第4に定める事業計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画、経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書、新規就農者確保緊急対策実施要綱第4の1に定める事業計画書、地域計画策定実施要綱第5の4に定める都道府県事業実施計画並びに集落営農活性化実施要綱第5の2に定める都道府県計画、新規就農者育成総合対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業労働力確保支援事業実施要綱第5の1に定める事業実施計画、農地利用効率化等支援実施要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱第4の1に定める事業計画並びに働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画。

(注) (略)

(新設)

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

※1 必要に応じて「総事業費」と修正すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4・5 (略)

6 添付書類

(1)～(3) (略)

(4) 人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱第5に定める実施計画書並びに経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第2の7の(1)及び別記3の第4の1の(1)に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、加入支援事業実施要綱第4に定める事業計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画、経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書、新規就農者確保緊急対策実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱第5の1に定める実施計画書、地域計画策定実施要綱第5の4に定める都道府県事業実施計画並びに集落営農活性化実施要綱第5の2に定める都道府県計画、新規就農者育成総合対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業労働力確保支援事業実施要綱第5の1に定める事業実施計画、農地利用効率化等支援実施要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱第4の1に定める事業計画並びに働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画。

(注) (略)

別記様式第4号（第12関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿
官署支出官地方農政局総務管理官 殿
（東北農政局、関東農政局及び
九州農政局にあつては、
官署支出官地方農政局総務部長 殿）

北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（1）、地域計画策定実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（2）に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでに基ついて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（1）、地域計画策定実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

別記様式第4号（第12関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿
官署支出官地方農政局総務管理官 殿
（東北農政局、関東農政局及び
九州農政局にあつては、
官署支出官地方農政局総務部長 殿）

北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（1）及び（2）、地域計画策定実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（3）に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでに基ついて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の（1）及び（2）、地域計画策定実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記
(略)

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記
(略)

附 則 (令和6年3月29日付け5経営第2518号)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。